

共同利用・共同研究で来所される皆様へ

金属材料研究所では、新型コロナウイルスに関する感染防止策の観点から、研究活動を安全に実施するために様々な活動を行っております。具体的には、行動の基準を定めたルールブックを作成し、以下の点を、来所にあたり前提として確認することで、感染防止策の実効性を高めるようにしておりますので、必ず内容を一読の上、来所の前に以下の点を必ず御確認下さい。

来所頂くための前提条件

- 1) 所属元において健康管理・行動管理が実施されていること
- 2) 来所中に手洗い等の感染防止対策を実施して頂くこと
- 3) 入館登録を毎日行って頂くこと(URL は受け入れ担当者からお知らせします)
- 4) ルールブックを読み、理解し、遵守頂くこと
- 5) 所属元において組織としての感染防止体制が確立していること
- 6) 金属材料研究所での研究活動を組織として実施可としていること
- 7) 学生教育研究災害傷害保険等や責任賠償保険に加入していること
- 8) 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状があるときは来所しないこと
- 9) 来所中あるいは来所後に体調の変調があった場合はただちに受け入れ教員に連絡頂くこと

なお、事態の急変も考えられることから、旅行手続に当たっては、直前でも変更が出来る予約等にして頂くことにご留意下さい

金属材料研究所新型コロナウイルスルールブック

新型コロナウイルス対策チーム 2021. 04. 05Ver. 4

目次

I はじめに

1. ルールブックとは？
2. 今我々はどこにいるのか？
3. 新型コロナウイルスについて何がわかっているのか？

II 日常活動

4. 個人が守る行動のルール
健康管理、行動管理、行動記録、入館管理、自己点検
5. 衛生管理、感染防止のルール
飛沫感染、手洗い、トイレ、換気、清掃・消毒
6. 運営・業務のルール
部署内接触、テレワーク、部署間接触、業務計画

III 体調不良、感染や疑い発生時

7. 報告・連絡のルール

IV 出張

8. 出張のルール

V 外来者、共同研究、来訪者受入のルール

9. 工事、大型物品搬入のルール
10. 共同利用のルール
11. 共同研究、訪問者のルール
12. 納品のルール

VI 緊急事態におけるルール

I はじめに

1. ルールブックとは？

ルールブックとは、罰則付きの規則やべからず集ではなく、参加者が自ら決め、自ら守る事でゲームの成立を可能とする決まり事、ゲームにおいて要となる約束事です。どんな規則や注意事項も、参加者の自発的な意志と現場に応用するための柔軟で適切な工夫なくしては機能しません。新型コロナウイルスの蔓延した世界で、どのようにして研究や教育を行って行くか、このルールブックは、金属材料研究所が安全に活動を行うための指針です。

2. 今、我々はどこにいるのか？

世界的な感染症の大流行(パンデミック)において、ワクチンや治療薬等の根本的な解決が社会全体に普及し、終息するまでの間をフェーズ II と呼びます。現在、日本はフェーズ II の真っ只中にいます。既に、医療従事者からワクチン接種が始まっていますが、日本国内だけに限っても大多数の方にワクチンが行き渡るには、半年から1年弱はかかると予想されます。世界全体での終息にはさらに時間がかかるでしょう。このため、引き続き物理的な距離確保やマスクの着用を含めた基本的な感染防止対策の実施が社会活動のためには必要です。今後数カ月の間にワクチン接種が進み、感染者数が大きく下がれば、対面活動の制限を徐々に緩める事が可能となります。その過程では、日本よりワクチン接種で先行する国々の結果を参考にすることで、科学的な知見に裏付けられた冷静な移行方針を取る事が求められます。我々の行手には、フェーズ II の出口が見えて来ました。しかし、そこに行き着くためには、慌てて駆け出して転んだりしないように、着実に進む必要があります。

3. 新型コロナウイルスについて何がわかっているのか？

- 1) 飛沫感染予防が最も重要な対策
- 2) 接触感染防止のために手洗いの徹底
- 3) 発症前の感染や無症状の感染者が存在する

かってない感染対策が世界と日本で行われているにも関わらず新型コロナウイルスが抑え込めない最大の理由は、発症前2日間程度から感染させること、ならびに、感染していても無症状の感染者が存在するためです。図1に示すインフルエンザの流行報告に見られるように、新型コロナウイルスのための感染防止対策の実施により、毎年100-200万人が日本で感染するインフルエンザの流行が今年はありませんでした。その一方で、新型コロナウイルスの患者は45万人にも達しています。

このことから、従来型のインフルエンザのように、症状が現れた後の自己隔離をすただけでは不十分で、感染につながる行動を予め避ける行動管理と多人数での集団行動を避ける行動スタイルの変容が必要ながわかります。

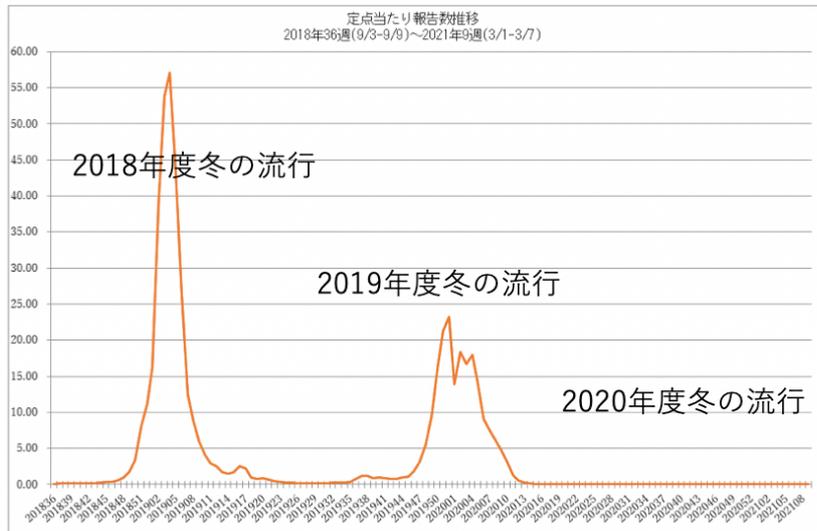


図1 インフルエンザ定点観測における週ごとの報告の推移。2020年度は前年の1/100程度である。厚生労働省の資料より転載。

4) 行動管理の徹底、集団行動の抑制が必要

感染リスクを下げ、クラスターにならないために、以下の行動が求められます。

- (1) 職場、市中、通勤において、他人と距離を取る事の徹底。
- (2) 異なる研究室・部署間の物理的な接触を回数と時間の両方で最小限に減らす。
- (3) 研究室・部署内でも、接触は最低限にし、グループ分け等により、グループ全体が密接で濃厚な接触状態になることを避ける。
- (4) オンサイトでなくても実施可能な業務はテレワークで行う。
- (5) 長時間議論する会議はオンラインで実施する。
- (6) 日常的に接する家族などを除き、グループでの飲食など、飛沫感染対策が取れない行動を避ける。
- (7) リスク管理を行っていないグループが居る場所への立ち入りは避ける。

5) 感染防止のために自発的な行動を行い、協力と理解、共感を高める

感染防止対策は基本的行動の地道な積み重ねにより行われます。そのため、全員が自発的に行うことが必要で、号令やメールの通知や管理だけで、実効性のある対策を行うことは不可能です。

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があります。そのため、対策には、全ての人の協力が必要です。感染防止対策1つを取っても、様々な考え方の人がいます。しかしながら、自分の家族が感染したり、濃厚接触者になった時の心配、心労を考えて見れば、全員が慎重に行動し、感染防止対策を徹底する人の考え方を理解し協力すること、高齢や健康リスクのある家族をもつ方の心配を理解すること、医療や社会基盤を担う場で働く家族を支えている方々に共感すること、これらのことは、当然のこととして、理解し、実行出来るのではないのでしょうか。

II 日常活動でのルール

4. 個人が守る行動のルール

ルール 1-健康管理

- 1) 毎日体温をチェックし、風邪症状がある場合は、軽くても感染している可能性を考えて、自宅で接触を避けて経過を見る。
- 2) 発熱等があった場合は、医療機関で新型コロナウイルスでないと診断されても、(a) 発症後に少なくとも 8 日が経過、(b) 解熱剤を内服しない状態で解熱後 72 時間が経過、(c) 咳や倦怠感等の症状が改善傾向、の 3 つを全て満たす事が復帰の条件となります。
- 3) 体調変化等を報告しやすいように、部署で日頃から意思疎通を十分に図り、プライバシー保護を徹底してください。

ルール 2-行動管理

- 1) 感染防止のため、人混みを極力避ける。
- 2) 通勤においても、時差通勤などを駆使して感染リスクを下げる。
- 3) 集団行動を避ける。
- 4) 多人数での飲食など、飛沫感染防止が困難な行動を避ける。
- 5) アルバイトは、感染防止策が十分に取られており、いわゆる、密閉空間、密集場所、密接場面のいずれにもあたらないことを確認する。

ルール 3-行動記録

- 1) 全員が過去 2 週間の訪問場所と濃厚接触の状況を記録する。
- 2) 濃厚接触となる主な項目は、(a) 1 日通算 15 分以上の会話、(b) 同じ居室での業務、(c) 長時間の共同作業、(d) 飛沫感染防止が行えない場面(飲食等)、(e) 対面会議への参加。
- 3) 感染者や感染疑いが発生した場合、自宅待機の範囲は、この行動記録によって決めます。記録がないと、広範囲の出勤停止となり、その家族まで広範囲に影響が及ぶため、必ず作成してもらう必要があります。
- 4) 行動記録にあたっては、例えば体温の変動や私的な行動の詳細など、プライバシーに関わる部分の詳細を提示させるのではなく、平熱かどうかの確認、記録を行なっている事の確認、感染防止対策に必要な情報に絞っての聞き取りなど、十分な配慮が必要です。

ルール 4-入館管理

- 1) クラスター発生防止のため、建物の施錠管理と入館者の記録を行なっています。
 - (a) 学生証、職員証を登録して、建物入り口のカードリーダーに通してください。
 - (b) 新規移動者など、登録がなされていない金研教職員、学生は以下の google フォームで毎日登録してください。<https://forms.gle/HGqYJeH8ggqiB5qc6>
- 外来者については、IV 外来者、共同研究、来訪者受入のルールを見てください。

ルール 5-自己点検フォームの毎週の入力(金研の教職員・学生のみ)

1) 毎週、自己点検フォームを入力し、自らの実施状況を点検するとともに、最新の情報を確認してください。 **フォームは所内専用のため省略**

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
凡例	4月30日	行動	5月1日	行動	5月2日	行動	5月3日	行動	5月4日	行動	5月5日	行動	5月6日	行動
自宅	0		0	自宅										
	1		1	自宅										
通勤・移動	2		2	自宅										
	3		3	自宅										
金研(部署内)	4		4	自宅										
	5		5	自宅										
金研(他部署)	6		6	自宅										
	7		7	通勤										
外出	8		8	金研研究室										
	9		9	金研研究室										
会合(3名以上)	10		10	金研研究室										
	11	電顕室	11	金研研究室										
	12	生協食堂	12	セブン										
職場で接触者	13		13	XXセンター										
1日合計15分以上会話	14		14	通勤										
2 m以内の距離で作業	15		15	自宅										
同室で半日以上勤務	16		16	自宅										
	17	松屋, ダイソー	17	自宅										
外出での立寄り先例	18		18	スーパー										
30分以上いた飲食店	19		19	自宅										
多数の出入りする場所	20		20	自宅										
	21		21	自宅										
	22		22	自宅										
	23		23	自宅										
	24		24	自宅										
		職場での接触者 濃厚接触者		職場での接触者 濃厚接触者										
		XX先生		XX先生										
		立ち寄り先 松屋一番町 ダイソー		立ち寄り先 セブン イオン										

図 2 行動記録の例

5. 衛生管理、感染防止のルール

ルール 1-飛沫感染の防止

対面の会話による飛沫感染が最も多いため、以下の4つが重要となります。

- 1) 飛沫の発生を抑えるために、長時間の会話や大声の発声を控える。
- 2) 飛沫感染を防止するサージカルマスクを着用する。
- 3) 遮蔽板、メガネ(目の粘膜への付着を防ぐ)やフェースガードなどを利用する
- 4) 業務場所での距離を取り、密度を下げる。

ルール 2 手洗いの徹底

飛沫、くしゃみや排泄の残渣に含まれるウィルスは物質表面で長時間感染力を維持する事があります。そのため、共用物に触れたあとは必ず手洗いを行う事、手洗い前に顔、特に鼻や目を触らない事が必要です。不潔と清潔を意識して行動することで、接触感染のリスクを避ける事ができます。

手洗い・消毒について、以下の原則を掲示するなどして、全員に徹底してください。

- 1) 外や他部署から戻ったら手洗い

- 2) 食事(間食)前に手洗い
- 3) 居室や実験室に入室時手洗い
- 4) 他人との接触があれば作業後の退室時手洗い
- 5) 他部署に行く前に手洗い

各部屋あるいは、隣合った部屋に1つに手洗い場を確保し、液体石鹸、消毒液、固形石鹸などと、手を拭くペーパータオル等を準備してください。ペーパータオル等を捨てるゴミ箱を準備し、ビニール袋をセットし、袋をきちんと閉じて廃棄すること。

ルール 3 トイレの管理

トイレは、だれもが使う場所のため、接触を限定するためのポイントとして管理が必要です。

- 1) 各部署で使用するトイレを決めることで感染発生時の切り分けを行えるようにする。
- 2) ドアのノブ、水栓、トイレトペーパーホルダー、便座等、多くの接触力所があるので、使用後は十分に手洗いを行う。
- 3) 水を流す時にフタを閉める事で舞い上がりを防止する。

ルール 4-換気の徹底

細かい飛沫は長時間空気中に漂い、感染源となるため部屋の換気対策が重要です。

- 1) 出勤時に窓を開放し、換気を行う。
- 2) 常時窓を開放しても問題ない場合は窓を開放する。
- 3) 窓を開放出来ない部屋においては、換気扇(窓、ロスナイ)を常時稼働させ、換気を確保するとともに、定期的にドアを開けるなどして、換気を行う。
- 4) 会議室等はHEPA フィルターなどを有する空気清浄機を併用して空気を浄化する。
- 5) 換気の日安としては、朝、午前休憩時1回、昼食時、午後休憩時1回、終業時のように、大凡2時間に1度とし、日常の業務の習慣行動と関連付ける。
- 6) 会議の場合はタイマーを用いて1時間に一度換気する。
- 7) 作業等のために多人数が入室した場合は、事後に十分換気を行う。
- 8) 多人数で作業が必要な場合は、窓とドア等風が通るよう2箇所を開けて換気する。
- 9) 建物の風通りをよくするために、廊下両端のベランダの扉を開放してよいが、ベランダへの立ち入りは禁止する。ベランダのドアは、帰宅時には閉める。
- 10) 窓やドアの開放については、盗難や侵入等も考え、不在時のドア施錠を徹底し、外からの侵入が可能な窓については、開閉の管理を適切に行う。

ルール 5-清掃・消毒

感染防止のためには、感染を媒介する接触交差点—多くの人に触る場所や器具を定期的に清掃・消毒する。

- 1) 接触交差点となるドアノブ、エレベーター等のボタン、電話機、共用の情報端末等を定期的に消毒する。
- 2) アルコール消毒液は、燃えやすいので、適切な容器に入れ、内容の表示を行う。火気(電気を含む)のそばでの保管や使用は避け、ストックする場合は、アルコールの保管ル

ールに準じて取り扱う。手指消毒への利用を除き、スプレーボトルによる噴霧は禁止する。

3) マイペット等の家庭用洗剤は、手軽に利用でき、管理が容易である。

4) 家庭用塩素系漂白剤を用いる場合は、塩素ガスの発生、金属をの腐食、濃度変化に注意が必要となる。

6. 運営、業務のルール

ルール1 研究・業務における部署内の接触を最低限にする

新型コロナウイルスの最大の特徴は、発症前の感染、無症状者からの感染です。このため、徹底した接触減を柱とする予防活動が感染防止対策の根幹となります。

業務について

- 1) 研究室・部署において、距離 2m の確保を目安に、密集を避ける配置とする。
- 2) 対面する机の配置は避け、避けられない場合は、間仕切り板等を配置する。
- 3) 複数で業務を行う場合はペアを可能な限り固定する。
- 4) オンサイトでの共同作業が必要な場合は、3 名以内に留め、時間も最小限とする。
- 5) BCP3, 4 においては、安全のための立ち会いはカメラなども利用して間接的に行う。
- 6) BCP 4 において、業務時に 1 部屋に入る人数は 1 名以下とする(1 部屋 1 名の原則)。大部屋の場合に多数の装置が設置され、この基準が適切でない場合は、25 m²に 1 名を下回るものとする。

テレワーク、出勤について

- 7) BCP 3 では、書類作業やデータ解析等のオンサイトで実施しなくてもよい業務はテレワーク等も駆使して行い、居室で無用に長時間滞在しないようにする。
- 8) BCP 3 では、事務的業務のテレワーク率は 30-50%とし、最低 30%を確保する。
- 9) 公共交通機関を利用する出勤者は時差通勤を行う。
- 10) BCP4 におけるテレワーク率は特別な業務を除き 70%とする

ルール2 研究室・部署間の直接的接触を最小限にする。

感染が起こった場合でも、研究所全体に広げないために、研究室・部署間の直接的接触を最小限にする。

- 1) 書類や物品の受け渡しは、間接的な方法で行う事を徹底する。
- 2) 感染を媒介するような、多数が接触・集合するようなポイントを作らない。
- 3) 共通部署、他部署、他研究室への入室は基本的に行わない。
- 4) 所内の共通の器機利用等においては、利用者間の接触を避ける事を徹底する。
- 5) サービス等で各部署に立ち入る場合は、マスク装着など感染予防を徹底する
- 6) エレベーターの同上人数は 3 名以下とし、同乗中は静謐を保つ。3 階以下は階段を使う。

ルール3 業務計画、シフト計画

- 1) BCP 3においては、各部署の責任者が、新型コロナ対策チームの通知に沿って業務計画を決定し、指示を行う。
- 2) BCP 4においては、業務計画を新型コロナウイルス対策チームに提出し、承認を得て実施する。

III 体調不良、感染や疑い発生時のルール

7. 報告・連絡のルール

ルール1 新型コロナウイルス対策チームへの連絡

以下の場合、部署内で判断したり、様子見等はせず、ただちに部署責任者あるいは本人から、新型コロナウイルス対策チームに連絡してください。プライバシーは保護するので、絶対に隠さず、躊躇無く報告すること。

- 1) 新型コロナウイルスの可能性のある発熱、風邪症状が生じた時
- 2) 1)について、コールセンターに連絡して相談した場合あるいは病院を受診した場合
- 3) 体調不良でコールセンターあるいは医者から PCR 検査の指示を受けた場合
- 4) 体調不良で PCR 検査を行い、陰性であった場合
- 5) 体調不良で PCR 検査を行い、陽性であった場合
- 6) 所外の陽性者との接触が判明したが、濃厚接触者にならなかった場合
- 7) 所外の陽性者の濃厚接触者になった場合、もしくは PCR 検査を指示された場合
- 8) 同居者が PCR 検査の対象となった場合
- 9) COCOA から通知があった場合

連絡方法:

1. 2020covid19@imr.tohoku.ac.jp へメール
2. 連絡が見つからない場合総務係 022-215-2181(平日)か警務員室 022-215-2119(休日)に電話して、総務係へ連絡
3. 本部への報告は、事務から行います。
4. 対外的な情報発信は大学として行うので、研究所外に対して各人が感染者に関する情報を発信しない

IV 出張

8. 出張のルール

ルール1 BCP3, 4の下での出張は、全て所長決済

- 1) 出張の緊急性、必要性が明確であること、
- 2) 十分な感染防止対策が行えること
- 3) 人員が必要最小減に絞り込まれていること
- 4) 帰還後、1週間のテレワークもしくは非接触の活動を行う。変異株等が広がっている地域への出張後は、自宅でのテレワークとする。

- 5) 講義、セミナー等対面のイベントには参加はしない
- 6) その他、地域の状態に応じた指示を遵守する。

ルール2 BCP1, 2の下での出張は、感染状況によって、所長決裁もしくは確認事項

- 1) ステージ III もしくは IV の状態にあり、緊急事態宣言およびそれに準ずる措置が取られている地域(金研分類地域 1)
- 2) ステージ III の状態にあり、緊急事態宣言およびそれに準ずる措置が取られてない地域、もしくは、ステージ II 以下であっても緊急事態宣言からの移行状態にある地域(金研分類地域 2)
- 3) ステージ II 以下の状態にある地域は、1 週間の 10 万人あたり新規感染者によって、地域 3, 4, 5 に分類し、感染レベルに応じた対応を取る。

私的旅行については、許可・届け出の対象ではないが、出張の基準に準じて、行うこととする。

V 外来者、共同研究、来訪者受入

13. 工事・メンテナンス・大型物品納品のルール

ルール1- BCP3, 4における工事・メンテナンス・大型物品納品については、地域によらず全て事前登録、許可制とする

- 1) 工事・メンテナンス・大型物品の納品は、来訪者と濃厚接触とならないで行えることを前提とする。
- 2) 対応人数は最小限とし、所内の他の関係者と接触しないように実施する。
- 3) 一定時間の接触が避けられない場合は、対応者は事後 1 週間の非接触とする。
- 4) 来訪者が金研区分の地域 1, 2 の場合は所長決裁とする。
- 5) 打合せはオンラインで行う。

ルール2- BCP2, 1における工事・メンテナンス・大型物品納品については、地域に応じて、許可、確認、届け出とする。

BCP2, 1

- 1) 来訪者が金研区分の地域 1, 2 の場合は所長決裁とし、工事・メンテナンス・大型物品の納品は、来訪者と濃厚接触とならないで行えることを前提とする。
- 2) 県内の業者の実施する工事・メンテナンスは、来所登録(工事・大型納品・整備等)により届け出を行い、各部署の管理下で実施する。
- 3) 県外の業者の実施する工事・メンテナンスは、来所登録(工事・大型納品・整備等)により事前登録を行い、新型コロナウイルス対策チームの確認後実施する。

14. 共同利用のルール

ルール 3- BCP3, 4における共同利用は、地域によらず全て許可制とし、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 実施の緊急性と必要性が明確であること
- 2) 所属先の責任者(研究科長等)から、現在の状況で派遣が許可されていること
- 3) 受け入れ教員の支援無くして基本的に非接触で実施が可能であること
- 4) 来所前の2週間の期間について、高感染地域への出張、グループでの飲食などリスクある行動がなく、行動管理がなされていること
- 5) 来所時には、ホテルと金研以外と最小限の買い物以外の場所に立ちよらないことを理解していること
- 6) 健康状態に問題がないこと
- 7) 必要と判断する場合 PCR 検査への協力を依頼する場合がある。
- 8) 届け出は共同利用届けにより2週間前までに行う。

ルール 4- BCP1, 2における共同利用は、高感染地域からは許可制とする。

- 1) 来訪者が金研区分の地域1, 2の場合は所長決裁とし、BCP3, 4の基準に準じて実施出来ることを条件とする。届け出は共同利用届けにより2週間前までに行う。
- 2) 県内、学内の共同利用は、共同利用届けを新型コロナウイルス対策チームが確認の後、受け入れ部署の管理下で実施する。

15. 一般の共同研究、訪問のルール

ルール 5-一般の共同研究、訪問者については、共同利用の基準に準ずる。

- 1) 実験を行う来訪者は、怪我や事故に対応する保険、責任賠償保険に加入し、安全教育を受けていることが必要となる。
- 2) 高齢者の死亡率が高いことから、BCP3以上では、高齢者の訪問者立ち入りは制限する場合がある。

16. 納品のルール

ルール 6- 納品場所はBCPに応じて定める。

- 1) BCP4においては、納品は納品室等指定された場所とし、可能な限り間接的な方法で確認する。
- 2) BCP3においては、納品は納品室等指定された場所とする。
- 3) 納品検査室で受領出来ない薬品等は、建物の入口で受け渡しを行う。
- 4) BCP2, 1については、納品検査室に加えて、入館証をもつ業者は、研究室の許可を得て、研究室まで配達を行う事が出来る。

VI 地震・火災等他の災害が発生した場合

ルール 1 地震・火災等他の災害が発生した場合は、避難と安全確保が最優先するため、感染防止については、避難が完了し、安全が確認されるまでは優先事項としない。

- 1) 避難場所については、従来の計画通り指定された場所とするが、集合した後では、グループ間で出来るだけ距離を取り、必要以外の会話は行わず静粛を保つ。
- 2) ヘルメットに装着したマスクを煙対策と感染防止のために、速やかに装着する。
- 3) 安全が確認後、引き続き所外で待機する場合は、指揮統制班は、避難場所を分散させるように指示する。
- 4) 大規模地震等の場合は、対処に不要な人員を帰宅させ、密度を下げることで感染防止を図る。
- 5) 避難場所や指揮統制所を開設する場合も、感染防止を考慮して、密度を下げる。